

所窓

第 6 号

題字 村山慶吉
発行

なにわ橋法律事務所
大阪市北区西天満1丁目2番5号
大阪JAビル12階

電話 06-6364-0241

津 田 禎 三
編 集
新 井 教 正



『話すことと聞くこと』

津 田 禎 三

人の話を聞くことは、何でもない
ようで実は大変難しい。聞き手に廻
るより話し手に立つ方が、ことの成
否は別にして、精神的に楽で安定し
ます。話すより聞く方が、はるかに
難しい。

弁護士は、トラブルのために苦し
んでいる人の相談にのり、紛争を解
決するため相手方と交渉し、必要と
なれば裁判で争います。世間では、
弁護士は喋るのが上手で、「黒を白
と言いくるめる」と言う人がいます。
「黒を白と言う」のは嘘つきです。
嘘つき弁護士が依頼人のトラブルを

解決し、その人に平和と幸福をもた
らすことができるでしょうか。――
依頼人や更には交渉相手に信じても
らい心を開いてもらうことができて
こそ、相談の実があたり、難しい相
手との合意も可能となります。真実

を感じない相手に心を開く人はいま
せん。依頼人と事件の相手方とは、
程度と表現の違いはありますが、ど
ちらも閉ざされた心の状態にあるこ
とは同じです。

「どうしたら、この閉ざされた心
を開くことができるのでしょうか。」
依頼人のことをどれだけ真剣に思い、

或いは紛争解決のためどれだけ誠実
で熱意を持っているかを相手に知っ
てもらうことは難しい。弁さわか
に自分の心のうちを説明しても相手
に通じるとは思われません。言葉で
心を見せることはできない。相手に
自分の真剣さや誠意を知ってもら
う最高の方法は、相手の話素直に耳
を傾け、相手と同じ目線で相手の話
を正面から受けとめる姿勢です。

「話す」のではなく「聞く」こと
です。一つの場合でも、相手の話を静か
に且つ辛抱強く聞くことが大事であ
るといふことは、弁護士にとつて初
歩的な教えであり、当たり前のこと
だと思っていました。然し、年月が
たつにつれ、この当然のことができ
なくなる。聞くより話すことが先行
し、相手の考えを聞くことなく無意
識のうちに自分の意見を相手に押し
つけるようになります。――聞くよ
り話す方が楽だからです。聞くこと
を忘れ話し手で終始する限り、依頼
人に幸せを約束し、もたらすことは
できません。

* * *

最近『プロカウンセラーの聞く技

なにわ橋法律事務所

所主 弁護士 津田 禎三

弁護士 津田 尚廣

弁護士 下浦 弘章

弁護士 嶋田 修一

弁護士 新井 教正

客員弁護士 戸根 住夫

事務局長 小野 和也

事務員 宮本真千子

〃 大西 敦子

〃 高比良宏美

〃 湯元 蘭子

〃 津田 典子

術』という本にめぐり逢いました。著者は、東山紘久といわれる、京都大学大学院教授で臨床心理学を専攻されたプロのカウンセラーです。この本は、「聞く」ということを「聞く技術」として真正面から取り組まれている次元の高い本です。『私は臨床心理士で、(心の専門家であり)人の話(悩み)を聞くのが仕事です。』と書かれた序文の一節は簡潔で自信に充ちています。

私は、弁護士として「交渉」とか「説得」について勉強し仕事としてきました。交渉術を東山先生の言葉を借りて表現すると、次のようにならうかと思えます。『交渉によって相手との合意に達するためには、相手を知ることが大事です。相手を知るためには相手についての情報を集め、最終的には直接相手と会って相手の話を聞き話し合うことが必要です。相手理解は、聞くことからしか生まれません。』

さあ、貴方も、聞き上手、交渉上手になって下さい。

* * *

今年五月、安若多加志弁護士が独

立しました。親子で新しい事務所を構え一緒に仕事をすることが、多加志君のご尊父、故安若俊二先生の強いご希望でもありました。

安若君は弁護士となって六年間、なにわ橋法律事務所のため実によく仕事をしてくれました。生来の明るさと与えられた仕事に積極的に立ち向かう行動力は眼を見張るものがあ

りました。

新たな気持ちで大きく伸びることを願ってやみません。

(つだ ていぞう)



独立のご挨拶

安若 多加志

解を得て、平成一三年五月一日をもって独立いたしました。

昨春秋、弁護士業を営んでいた父が病で体調を崩し、弁護士業を手伝うよう頼まれました。当時、なにわ橋法律事務所から離れることなど全く頭にありませんでしたが、一晩だけ考え、父の要請を受け入れることとしました。独立すべきかどうかは時間を掛けて判断すべきであったかも知れませんが、進学や結婚等、か



平成七年四月に大阪弁護士会に登録して以来、なにわ橋法律事務所でお世話になっておりましたが、所主

津田禎三先生ほか各弁護士先生の下

つて父に相談して一度であれ反対されたことはなかったので、生まれて初めて受けた父の頼みごとには従わなければ本当の親不幸になると思い、決断しました。ところが、復帰すべく闘病生活を送っていた父は五月くらいから急に弱り、六月一四日午後一〇時一三分、永眠しました。ですから、弁護士としては、私ひとりです。事務所は、地下鉄御堂筋線心齋橋駅から徒歩五分で、長堀通りと三休橋筋が交わる交差点の東北角のビルの一軒北隣のビル内にあります。裁判所に行くには地下鉄を利用する必要がありますが、日本の弁護士は、若干面倒ですが、日本の士は、みな電車ののって裁判所に行きますからモノは考えようです(東京地方・高等裁判所は霞ヶ関にあるので裁判所から徒歩圏内に事務所を構えることができます)。父の代からの男性事務員二名をそのまま引き継ぎました。ふたりは司法試験と司法書士試験をそれぞれ受験中なので、通常の事務員よりは法律を知っており、判例調査等私を助けてくれ

ます。ただ、男性だけではムサ苦しいので、女性事務員をひとり採用しました。また、お金の管理のため、午前中だけ妹に来てもらっています。よって、事務所の構成員は私を含め総勢五名ということになります。

独立して一番変わったことは、やはり経済面でしょうか。当たり前のことですが、これまでいたっていた給料はもらえませんでした、逆に給料や家賃等を支払う立場となり、正直キツイです。幸いにして、キタ新地から遠くなったので、飲みに行くのは控えようと思います。

独立してからのメリットは、ボスに対する報告がなくなり、とても楽になったことです（ボス、すいません）。また、事務所運営は私の思うようにできるハズなので、通勤中に色々思い巡らせるのは結構楽しいのです（実際は何も実行できていません）。ただ、ふと、私が不在中、事務員ははじめに執務しているのだからかと不安になることがあります。「きつと、みんなでトランプしてるんとちやうか」と笑わせてくれまし

た。

現時点では、自分の依頼者の事件だけでなく、父から引き継いだ事件もあり、片付けなければならぬ仕事如山のようにありますので、それを黙々と処理するだけで時間が過ぎていくというのが実情です。

なにわ橋法律事務所在籍中は、顧問先関係を含め、種々の方面の皆様にお世話になり、本当に感謝しております。ありがとうございます。これからも元氣よく、前向きに頑張

る所存です。

(やすわか たかし)

*新事務所は、
〒五四二-〇〇八一
大阪市中央区南船場二丁目
一二番一六号
ルグラン心齋橋四階
安若法律事務所
TEL〇六(六二五二)四八五八
FAX〇六(六二五二)八〇二六

[EMPLOYER]

津田 尚廣



一 今回は横文字の多い文書になります。まず、NPO（特定非営利活動法人）です。Nonprofit Organizationの略で、様々な非営利活動を行う非政府、民間の組織を指します。みなさんも覚えていると思いますが、阪神大震災のときに被

災者に対する救援活動としてボランティア団体が活躍し、世間の注目が集まったことがあります。これをきっかけに、それまでもあったボランティア団体に法人格を認めるべきであるとの議論が一気に高まり、その結果一九九八年三月に「特定非営利活動促進法」（いわゆるNPO法）が制定されました。

むずかしくいうと、NPOは、株式会社などの営利企業とは違って、収入から費用を差し引いた利益を関係者に分配することが制度的にまたは事実上できないような組織のことを意味します。NPOには、多種多様なものがあり、学校、病院、老人ホームなどを経営する事業型NPO、そうした活動に資金を提供する助成財団、環境問題など社会問題に取り組んだり、国際援助・交流を行う市民団体などが含まれます。

ぜん息の治療では国際的な権威である宮武明彦先生を中心にして、ぜん息患者を中心に組織している「御堂筋アズマネットワーク」と

いうたいへんユニークなNPOも
あります。私の父はこのNPOの
理事をしています。

二 NPOの特色については、次の
諸点を挙げる人が多いようです。

1. 利潤を分配しないこと (not
profit distributing)。

これは、NPOの最も基本的な
要件といえるでしょう。しかし、
営利活動をまったくしないという
意味ではありません。

2. 非政府 (nongovernmental, pri-
vate)、つまり政府の一部分では
ないということです。ただし、政
府からの資金援助を受けてはいけ
ないという意味ではありません。

3. フォーマル (formal) であること。
組織 (organization) としての体
裁を備えているということです。

必ずしも法人格を持っていること
を要求しているわけではありません。

4. 自己統治 (self-governing) して
いること。

他の組織に支配されず、独立し
て組織を運営しているということ
です。

5. 自発性 (voluntary) の要素があ
ること。

三 自発的に組織され、寄付やボラ
ンティアの力に部分的にせよ依存
しているということです。活動の
すべてがボランティアや寄付によ
って運営されていることを要求さ
れているわけではありません。

NPO法ができて、全国にたく
さんのNPO法人が設立されまし
たが、それらの共通の悩みは、組
織を維持運営していくための資金
確保の点です。よほど特殊なモチ
ベーションがない限り、ボランテ
ィアや寄付には限界があります。

NPO法人は、営利を追求する団
体ではありませんが、組織を維持
運営していくために、営利活動が
禁止されているわけではありません
。かと言って、営利活動に眼眼
になるというのもNPOの精神に
反します。この辺が、今後日本に
おいて、NPO法人の活動が発展
していくためのポイントであると
思います。

四 今回私どもは、「シヴィルプロ
ネット関西」というNPO法人を

立ち上げました。このシヴィルプ
ロネット関西というのは、弁護士
、司法書士、不動産鑑定士、建築士
、税理士、公認会計士、土地家屋調
査士、行政書士等々のいわゆる士
 (さむらい) 族を構成員として、
様々な地域活動のお助けをしよう
というもので、私はどういうわけ
かこのNPOの副代表理事をして
おります。二〇〇〇年九月には大
阪府からNPOとしての正式な認
証も受けました。

五 このシヴィルプロネット関西の
活動の一つがADR (Alternative
Dispute Resolution) というもので

す。ADRとは、裁判に代わる紛
争解決手段のことをいい、広義に
は裁判所に付設される調停もその
一種です。我々が考えているのは、
この裁判所付設型のものではなく、
民間型のものです。

私たちは、この民間型ADRが
訴訟によらずに地域社会のもめご
とやトラブルを解決に導く紛争処
理の新しい選択肢になるのではな
いかと考えています。訴訟よりも
迅速・簡易に、且つ費用はなるべ

くかけず、そして感情的なしこり
を後に残すことのないトラブル処
理が狙いです。市民の「自分の問
題は自分で解決する」という意識
を培い、専門家の力を借りながら、
紛争当事者間の直接交渉・合意に
よる解決を目指そうというものです。
司法制度改革審議会の最終意見
書にもADRのことが取り上げら
れており、最近少しは関心を持た
れるようになってきましたが、ま
だまだ一般的な理解は得られてい
ません。弁護士の中にもADRの
ことをよく知らない人がいるくら
いです。

六 民間型ADRを実現していくた
めには、紛争当事者の間に入って
紛争を解決の方向に導いていく調
停者が必要です。私たちは、この
調停者がいわゆる学識経験者の中
から選ばれる必要があるとは考え
ていません。しかし、調停者とし
ての必要な技法は身につけている
必要はあると考えています。そこ
で、昨年シヴィルプロネット関西
では、稲葉一人氏 (元裁判官) を
講師に招いて、調停技法のトレー

ニング（基礎コース）を実施しました。非常に好評を博し、私自身も興味深い内容でした。特に「聴く」ことのむずかしさです。我々弁護士は、話すことの上手な人は多いです。商売柄、相手方の論理矛盾や弱点を探し出して、論駁する訓練を受けているので、話すことは得意になります。

先ほど述べた裁判所付設型のADRである調停では、申立人が裁判所に対して紛争の解決を申し立て、裁判所から選任された調停委員二人が申立人と相手方の間に入って調停を進めていきます。この従来の調停でもよく見られるのは、調停委員が事件のいわゆる「落としどころ」を考えて、その「落としどころ」に向けて当事者（申立人と相手方）を説得するという手法です。ここでも説得すること、すなわち「話すこと」が主です。この手法により調停が成功する場合も数多くあると思います。しかし、往々にして当事者は、調停委員から説得されて自分の要求を部分的にも取り下げた点があると、

自分が譲歩したと感じその点に不満を覚えます。そして、たいいていの場合両方の当事者とも同じように感じ（自分が譲歩した）、調停が成立しているのにかかわらず両当事者とも調停の結論を不満に思っていることが多いのです。

説得するということはある意味で、相手方に対する意見の押しつけです。同じ結論でも当事者が自分の考えでその結論にたどり着ければ、その当事者は結論になんかの不満も覚えません。両当事者が調停の中で自分の意見を述べ、議論を戦わせている過程で、両当事者が事件の解決に向けて模索し、一つの解決案にたどり着いたとすれば、両当事者はその結論に何の不満・不平も言わないでしょう。このような調停を実現するために、調停者の非常に重要なテクニックの一つが聴く技術です。

七 レビン小林久子さんは、ニューヨーク州立調停センターの調停人ですが、シヴィルプロネット関西で、同氏をお招きし講演していただいたことがあります。その際同

氏は、調停において調停人は積極的に自分の意見を述べたり、あるいは方針や解決策を示したりせず、当事者の話すことに心を傾けて聴くこと（アクティブ・リスニング）に全力を挙げるという点を強調されていました。ただ聴いているだけで、事態は解決するののか。これがするのです。もちろん、調停者は何も喋らないと言う意味ではありませんが（この辺りの具体例は、紙幅の関係で省略させて置きます）。

八 この間、「プロカウンセラーの聞く技術」（創元社）の著者である東山紘久先生（京都大学大学院教育学研究科教授）にお会いできる機会があり、先生の楽しいお話をたくさん聞くことができました。この「プロカウンセラーの聞く技術」という本は今たいへん売れており、私もこういうことを知りたかったのだと読み終えてとても感激しました。この本を読んで、聞くことのむずかしさについて痛感し、また聞く技術の本当の重要性について知ることができました。

ところで、東山先生とお会いする前には、先生は私たちの話をじっと聞いているのかと思っていたら、あにはからんや先生はたいへん良く喋られ、能弁であり、しかもユーモアたっぷりです。内容のある話でした。私は先生に「先生は聞く技術のトレーニングはされたと思いますか」と話すと質問しました。先生は「特にしていませんが落語は大好きで、桂枝雀の落語は何度も聞いた」とおっしゃっていました。さらに「聞くこと

の上手な人は、話すことも上手だ。会話において重要なのは相手との間である。聞き上手とはこの間を知る人である。だから自然と会話が流れ、話し上手になる」と言われ、なるほどと感心しました。東山先生は私たちの民間型ADRの試みに対して、非常に面白い取組であると賛同され、私たちの活動に協力していくことをお約束していただきました。それが何かあるものになれば、皆様に何らかの形で還元していきたいと思



個人債務者の民事再生手続

下浦 弘章

ます。

九 昨年、大阪NPOセンターが主催する「OSAKA NPOアワード二〇〇〇」が開催されました。このNPOアワードとは、全国のNPOが応募し、応募した各NPOがその活動をアピールするもので、なんと私たちの民間型ADRの取組がアワードのグランプリを受賞しました。受賞理由は、将来度を期待してとのことでした。しかし、私たちのADRに対する取組はまだ緒に就いたところで

あり、本当に前途多難だと思っています。ただ一〇年、二〇年のスパンで考えており、まずは続けていくことが重要と考えています。

現在、「ADRの作り方と人材育成講座」と題して、公開講座（中級コース）を行っており、これと併合して実際のADRの試行も実施しています。関心のある方がおられたら、いつでも声をかけてください。一緒に途を切り開いてみませんか。

（つだ なおひろ）

一 民事再生法は平成一二年四月から施行されていますが、民事再生法の一部改正として、平成一三年四月から、個人債務者の民事再生手続きがスタートしました。

民事再生法は、規定のうえで、法人だけでなく、個人も利用でき

る制度として設けられました。しかしながら、小規模の負債を抱えた個人事業者や住宅ローン等の負債を抱えた個人非事業者がこれを利用してすることは、手続きが複雑で予納金も高額であるなど、現実には無理な状況でした。

そこで、このような個人債務者にも民事再生の手続きを利用できるようにするために、民事再生法の一部を改正し、個人債務者の民事再生手続きを設けたのです。

従来、個人の多重債務者にとっては、自己破産、任意整理、もしくは特定調停手続きのいずれかを選ぶしかありませんでした。しかし、自己破産は、免責決定（債務の支払責任の免除、要するに借金を支払わなくてよいという決定）を受けることができますが、自宅不動産等の資産も処分しなければなりません。他方、任意整理と特定調停は、利息制限法に基づき計算し直した元本等を三年から五年くらいで分割弁済しなければならず、基本的には元本をカットしてもらうのは非常に困難であり、ま

た、債権者全員との個別の合意を必要とします。

これに対し、個人債務者の民事再生手続きは、個人債務者が破産者という烙印を押されることなく、返済額の大幅な圧縮をしたうえで分割弁済を行い、早期に経済生活の再生を図ることを目的としています。

二 個人債務者の民事再生手続きは、(1)小規模個人再生、(2)給与所得者等再生及び(3)住宅資金貸付債権の各特別から構成されています。

1 小規模個人再生に関する特別
小規模個人再生は、将来において継続的にまたは反復して収入を得る見込みがあり、かつ再生債権の総額が三〇〇万円を超えない個人債務者が対象となります。個人事業者が主な対象となります。再生計画で定められる弁済の条件は概ね次のとおりです。弁済期間は原則三年間で、特別の事情があれば五年まで延長することができます。弁済額の総額は、再生債権総額の五分の一または一〇〇万円を下回ってはなりません。（なお、

再生債権総額の五分の一が三〇〇万円を超えるときは一〇〇万円を下回ってはなりません。)

また、再生計画案の決議は、通常の民事再生手続きとは異なり、常に書面による決議の方法によって行われ、再生計画案に同意しない旨を書面で回答した議決権者が、議決権者総数の半数に満たず、かつ、その議決権の額が議決権の総額の二分の一を超えないことで足りるとされています(消極的同意)。

なお、再生計画の認可決定が確定すれば再生手続きは終結しますが、やむを得ない事由で再生計画を遂行することが著しく困難になった場合には、再生計画で定められた最終の期限から二年を超えない範囲で弁済期限を延長する手続きが定められていますし、再生計画の遂行が極めて困難になった場合には、変更された再生債権額の四分の三以上の弁済を終えているなどを条件に、その余を免責する手続きもあります。

2 給与所得者等再生の特則

給与所得者等再生の手続きには、

小規模個人再生の規定が準用されますが、小規模個人再生との相違点は概ね次のとおりです。

給与所得者等再生の手続きを利用できるのは、小規模個人再生を利用できる債務者のうち、給与またはこれに類する定期的な収入を得る見込みがある者であつて、かつ、その額の変動の幅が小さいと見込まれる者です。給与所得者が主な対象となります。

再生計画で定める弁済額の総額は、原則として、再生計画案の提出前二年間の再生債務者の収入から所得税、住民税および社会保険料に相当する金額を控除した額を二で除した金額から、再生債権者およびその扶養家族の最低限度の生活を維持するために必要な一年分の費用の額を控除した額に二を乗じた額であることが必要です。簡単にいえば、手取り収入から最低生活費を控除した額(可処分所得額)のおよそ二年分ということになります。これを三年または五年以内で弁済します。

このように弁済総額が機械的に

算出されるため、再生債権者の同意を要せず、裁判所の認可のみで足りません。他方、小規模再生では、再生債権者の同意が必要ですが、その代わりに、弁済総額は比較的緩やかに算出でき給与所得者等再生手続きの場合よりさらに圧縮することも可能であるため、給与債権者でも、あえて小規模再生の手続きを利用するケースもあり得ます。

3 住宅資金貸付債権に関する特則

住宅資金貸付債権に関する特則は、住宅ローンを抱えた債務者が対象となります。

住宅ローンには一般に、それを担保するため当該不動産に抵当権が設定されていますが、破産はもろろんのこと、民事再生手続きにおいても、抵当権等の担保権が別除権として取り扱われており、担保権者は、手続開始後であっても、担保権を行使することができます。住宅に設定された抵当権の実行を回避することができます。そこで、個人債務者が住宅を手放すことなく再生手続きを利用する

ことができるように、住宅資金貸付債権に関する特則が設けられました。

しかしながら、この手続きは、住宅ローン債権の元本、利息および遅延損害金の減免(カット)を受ける制度ではなく、その弁済期間を延長してもらう制度にすぎません。また、その延長も一〇年間です(七〇歳を限度とします)。もちろん、債権者の同意があれば、元本等のカットや一〇年以上の延長もできますが、同意を得ることはかなり困難と思われれます。

三 このように個人債務者の民事再生手続きは、自己破産と異なり自

宅を処分しないで債務整理ができ、任意整理や特定調停手続きと異なり、債権の元本カットも可能であるなど、債務者のメリットは少なくありません。また、債権者にとつても、一部であれ債権の弁済を受けられることは破産よりは有利であると考えられます。

いづれにせよ、従来であれば破産を選択せざるを得なかった人にも、経済的意味において人生のり

ターニングポイントの機会を与えることになり、社会全体の人的資源の活用といった観点からも重要な制度であると考えられます。今後とも

運用面並に制度面での改善が期待されることです。
(しもうら ひろあき)

法律徒然草 く 代表訴訟

嶋田 修一



今年四月一日の当事務所の(第三〇回)勉強会にて、株主代表訴訟をテーマとして取り上げた。近年、注目される代表訴訟の判例が出ていたし、問題点もクローズアップされてきたからである。

例えば某都市銀行の役員に対して簿外取引による損失八三〇億円の賠償命令を下した判決などが著名な最

近の例である。この判例に対しては、非常識な判決との批判があり、特に経営者団体からはその批判が顕著である。しかし、この裁判の判旨をよく検討していくと、判決の非常識さよりも、某都市銀行の経営者の非常識さが浮き彫りとなってくる。つまり、無断かつ巨額の簿外取引を抑制できなかったことはもちろん、それだけでなく、事実を隠蔽し報告を米国税務省へ行わなかったということも裁判で認定されている。この判決で取締役に課せられた賠償責任は、①「簿外取引による損害分」と、②「某都市銀行が米国税務省への報告を怠ったことを理由として二四個の犯

罪で訴追され、その「司法取引に要した費用」三億五〇〇万ドル(四二〇億円)である。簿外取引による損失だけなら、銀行の一行員の不始末に対する監督責任だけですんだであらうが、公正な取引と厳格なルールを重んじる米国にて、簿外取引の事実を隠蔽したことによって、罰金や高額な弁護士費用などが生じてしまい、これも取締役の賠償対象とされてしまったのである。つまり余分に損害が増えたことになる。簿外取引の隠蔽など公的責任を負う銀行の経営者にとって決して許されるものではない。未だ係争中であり、断定的なことはいえないが、事実として確定すれば、取締役の非常識な経営判断(簿外取引の隠蔽)が賠償額を釣り上げたのであって、判決が非常識だと批判される理由はないことになる。

さて、このような話は置いて、会社の「取締役」という地位を考えた場合、今の日本の現状で役員ポストである「取締役」と商法が規定する「取締役」とはかなり乖離していると思う。現実のサラリーマン社会に

おいては、取締役に就任したからといって、すぐに経営者という気分になれない従業員取締役が多いはずである。大企業になればなるほど、取締役という肩書きを与えられていても、ほとんど従業員と変わりないものが多いであらうし、何十人もの取締役がいる取締役会などで新米取締役が社長や副社長へ意見したりすることなど不可能である。そのため、社長が決定した業務執行が善管注意義務に違反したことによって、新米取締役まで監視義務を怠ったとして連帯責任を負わされる悲劇が起こってしまう。しかしながら、商法はそのような悲劇は考慮しておらず、「取締役」である以上、みな同じだけの法的責任を負わせている。そこで、どうすればいいかが問題となる。いままでの役員「取締役」という図式を変え、取締役である役員と取締役でない役員に分けて、本当の経営者だけが取締役になり、従業員取締役は単なる役員(取締役でない役員)にする方法が考えられる。一部、「執行役員」などといった役割を置き、「取締役」と峻別している会社が

あるが、なかなかいい方法である。
 「執行役員」であれば、代表訴訟の被告となることもない訳であり、一つの代表訴訟対策といえよう。

最後に余談であるが、先ほどの某都市銀行の問題で米国の司法取引に要した弁護士費用は、アメリカ及び日本の法律事務所を支払った合計で一〇〇〇万ドルだという。日本円にして一二億円ほどである。何ともい

えない額である。となると、ついでに、現在係争中の八三〇億円の代表訴訟の弁護士費用はいくらなのか想像してみたい。大阪弁護士会の基準額でいくと、八三〇億円請求された場合、着手金は一六億六三六九万円になるが、被告らが現実に着手金をいくら払っているのかは当然分からない。

(しまだ しゅういち)

今までを振り返って

新井 公正



みて気付いたことがいくつかあるのですが、その中でも、今、私が最も難しいと感じていることについて書いてみたいと思います。

それは、依頼者（主として法人）に対する弁護士としてのスタンスとでも言うべきものです。

すなわち、依頼者の方の相談内容を聞いてみると、私の感覚からすれば「なぜ？」と思うようなことがた

くさん出てきます。ところが、私になぜと思うようなことが、その業界ではむしろ当然の事だったりするところが往々にしてあります。このような場合に、弁護士としてどのようにアドバイスすべきか、すなわち、①問題発生の原因となる事実については、慣例なのだから仕方がないとした上で、事後的な対処法をアドバイスするのか、それとも②対処法についてもアドバイスするが、それよりもむしろ慣例とされている事実の問題点を指摘したうえでその改善を求めるべきなのかということです。

確かに、依頼者の方（主として担当者）にしてみれば、最大の関心事は目前にある問題の解決であり、何が根本的な問題かが分かっているにもかかわらず、どうしてもないことからすれば、依頼者にとっては①のスタンスがいいと思うこともあります。事実、依頼者の方が一次的に求めてくるのは対処法であって、問題発生の原因となった事実については、認識はあるがそれについては触れないというのが大部分です。

しかしながら、対症的なアド

バイスのみでは、問題発生の原因となる事実は何ら解決せず、同じような問題が再び起こることは明らかです。ひとたび問題が起これば、それがたとえ以前起こった問題と同じようなものであったとしても、依頼者にとっては、無駄な費用と労力がかります。

弁護士に求められる役割の中で、私が最も重要であると考えている『依頼者の利益の極大化』の観点からすれば、上記のような結果はその役割を果たすことができていることに他なりません。

したがって、私としては現在のところ、弁護士として②のスタンスを取るべきであると考えています。

これに似たような問題は、これからもたくさん出てくると思います。が、そのたびに自分なりに考え、自分なりの結論を出すということを積み重ねることによって、私の中に一本筋の通ったものさし（弁護士としてのスタンス）をできるだけはやく持ちたいと考えています。

(あらい のりまさ)

私の裁判官不信論

戸根 住夫



一 裁判官は、具体的事件で問題があれば、当事者の主張にも真摯に耳を傾け、法律の解釈については判例、学説も検討し、良心に従い独立の判断をなすべきで、そのためには、平素から高度の法律学の素養と確乎たる信念が求められる。しかし、当事者やその代理人の弁護士たるものは、右に述べたところが現実の事案でしばしば書生論的幻想にすぎぬことを銘記しておかねばならない。百年来の光輝ある司法の伝統の下に生きているわが国の平均的裁判官像によると、

1 かれらの意識では、訴訟法規は、人民のためでなく裁判所のためのものであるから、その解釈、運用は、しばしば裁判所の手抜きと拙速主義を本位に進められる。そして、弁護士の「長いものには巻かれろ。」の精神がこれに追い打ちをかけ、手続的正義は、しばしば訴訟促進の美名の下にないがしろにされ、弁護士事務所が裁判所の事務軽減のため筋の通らぬ労務と費用出捐を押しつけられている実務慣行もある。

2 裁判の拠りどころは、理論よりも実務の慣行と惰性であり、これに逆らった裁判官の判断は、おおむね偏頗なものと思われる。そこで、清新の気に燃えた若年好学の裁判官も、いつしか安易に走って勉強の意欲を失うようになり、論文執筆なども、ほどほどにしない

と陰に白眼視されかねない。判決書の方式は、極めて画一的だが、おしなべて必要事項の記載に脱漏や不備があるし、典型的な決定、命令は、積年の誤謬、欠陥を是正せぬ不動文字の用紙を無批判的に利用してなされている（私の手許にあるドイツの書式集は、もつとよく出来ている）。判決文において、判例は（あまり権威がありそうもない下級裁判所のそれも）しばしば引用されるが、学説の引用は嫌われる（これは、ドイツの裁判実務と異なる点だが、合理的ではなからう。）から、筋の通った裁判も、不勉強な上訴審の裁判官により独善と判断されかねない。極端な例だろうが、「実務は、理論どおりにはしないのです。」と公の場で明言するのを聞き、唖然とした経験もある。

3 弁護士が難しい法律論をもちかけても、まともに取り合つて貰えぬことが多い。判決文では、詳細な法律論が敬遠され、勝たせてくれるときは、大概別の点の主張が採用される場合であり、法律論を

却けるときは、おおむね「所論は独自の見解で、採用するを得ない。」といった木で鼻を括つたような例文を用いるのが、最高裁が範を示す司法の伝統である。（私の体験でも、ドイツ連邦大審院の判例とこれを援用、支持する複数の権威のある注釈書の記述を援用した上告理由が、「独自の見解」だとして最高裁により一蹴されたことがある。そこで、憤懣の情をあらわした民訴法学者の弁護士に伝えたら、「戸根さんは、弁護士になつて間がないから憤慨するのだろうが、わたしなんかは、何遍もそんな経験をしているから腹も立たなくなっている。」と一笑に附された。）私の裁判官不信論は、大体以上のとおりである。どうも困つたものだが、現職の裁判官に向かつて「もつとしっかりやってくれ。」と訴えても詮方あるまいから、実は諦めている。しかし、将来裁判官になる人達は、先輩よりもえらくないと困る。私の希望をいうと、諸子は、受験予備校経由型やガリ勉型でなく、しっかり法学の基

本をわきまえた好学の士で、かつ、英、独、仏のうちの二か国語以上に堪能であつてほしい。そのためには、ロースクールの構想も結構だろうが、さらに遡り、大学学部での法律学専攻以前の過程で、語学や一般教養につき優れた指導者の下で英才教育を受けていることが望ましい（私の脳裏には、戦後の教育制度改悪で廃止に追いやられた旧制高校がある）。

二 裁判官不信論は、最近の司法改革をめぐる論議の中で、一部の弁護士（ここで敢えて「一部の」というのは、かれらの声が決して弁護士全体のそれを反映したものでないと思うからだ。）からも声高に唱えられている。これによれば、「今のキャリア裁判官は、実社会とあまり接していないし、最高裁の人事統制に毒されているので、判断が市民的感覚から遊離していることが多すぎる。」というのである。その論調は、かなり威勢がよく、単純、明快だから、反対論者も少々たじたじのようだ。それは、全く誤りだとはいわないが、

かなり公式的で、誇張に過ぎ、私の裁判官不信論とは視点が大きく異なっている。論者は、「だから、法曹一元を推進して、判事は、弁護士等の経歴十年以上の者を主体とすべきだ。」といい、「判事補の制度は、廃止の方向が望ましい。」とする向きもある。しかしこの提言は、現実に目を覆つたもので、決して裁判官のレヴェルアップには繋がらず、むしろレヴェルダウンをもたらす所以である。

1 判事補任官の途を選んだ人達の中の相当数は、誰から見ても最初から弁護士などに不向きだった連中なのだが、それでも裁判官としては適格者で、弁護士からの信望も篤い例が多い。他方多年弁護士として有能であつた人も、必ずしも裁判官適格者とはいえない。同じ法曹でも、職種によって向き不向きの個人差が歴然とあるわけだ。

2 裁判官の仕事には多分に職人性があり、その熟達には、若年判事補十年間における実務経験とこれを通じての法律学の勉強が、（私見によれば）実世間との接触以上

に有用で、他に代え難い。この期間中精進をサボつていた連中や独立の気概に欠ける凡庸の輩が、弁護士から低い評価を受けるのだが、その原因は、判事補の制度自体ではない。法曹一元だとか、弁護士任官の促進だとかいうが、弁護士生活も十年間続くと、例外はあるだろうが、裁判実務処理能力で同年代のキャリア裁判官との較差を埋めることは、かなり難しくなっているはずだ。

3 法曹一元論は、半世紀以上前にも喧伝されたことがあるが、その時分弁護士から裁判官に転身した人達は、殆ど例外なく能力不足（これは、当時駆け出しの判事補だった私の眼からも疑いを容れなかった。）と評価されていた。このことを忘れたのか、もともと知らないのか、近年またぞろ弁護士任官促進の声が高くなつたけれども、鉦や太鼓であおつても優秀な人材があまり集まらない（これは、当たり前だ。有能な弁護士は、大抵始めから終身の職業として弁護士の途を選んだ人で、登録後数年

を経て経済的安定も得られたら、めつたに転身を図るはずがない。また、裁判所の中核にいる人達は、利口だから遠慮してはつきりいわないようだが、確かな筋から仄聞したところによると、この数年中に弁護士から任官した人達も、大概裁判実務処理能力でキャリア裁判官よりも劣り（これも、当たり前だ。かれらの中でまともに合議体の裁判長がつとまる人は、殆どいないらしい。キャリア裁判官の資質を云々する先生方も、「あの裁判官は、弁護士からなつた人だから信頼できる。」と本心からいえる場合は、あまりないだろう。先生方は、もつと地に足のついた議論をしてほしい。

（とね すみお）

